

監査結果に係る措置通知書

<p>交通局</p>		
<p>監査結果 (指摘事項)</p>	<p>改善措置</p>	
<p>(1) 不適切な随意契約について</p> <p>予定価格が100万円を超える委託契約については、地方公営企業法施行令(昭和27年政令第403号)第21条の14(現第21条の13)第1項第2号から第9号までに定める要件に該当しない限り、随意契約によることはできないものである。</p> <p>ところが、車両課においては、予定価格が100万円を超える地下鉄東西線車両操舵リンクMT検査業務委託について、同施行令に定める要件に該当しないにもかかわらず随意契約を行っていた。</p> <p>契約の締結に当たっては、関係法令等に則り、適正に処理する必要がある。</p>	<p>再発防止のため、既存の契約手順チェックシートに、契約種別ごとの適正な契約方法を確認するためのフローチャートを追加し、発注担当者自身が予定価格を記入した上で確認を行うこととするなど、チェックシートの見直しを行った。</p> <p>また、局内において、事案の概要及び今般見直したチェックシートを含む改善措置の内容を周知し、指摘事項の共有と再発防止を図った。</p> <p>局内周知日 令和6年6月7日</p>	